

議案第43号

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例及び加西市産業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例及び加西市産業振興促進条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年6月3日提出

加西市長 西村 和平

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例及び加西市産業振興促進条例の
一部を改正する条例

(財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和43年加西市条例第18号）の
一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(3) 地域経済の活性化に資することを目的に、市長が特に必要と認めた事業の用に供
するとき。

(加西市産業振興促進条例の一部改正)

第2条 加西市産業振興促進条例（平成3年加西市条例第6号）の一部を次のように改正す
る。

第3条の2中「営む事業所」の右に「若しくは宿泊業を営む事業所」を加える。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(審議資料)

当市へのホテル等宿泊施設の積極的な誘致を図るための優遇策として関係条例を改正することにより、ビジネス及び観光目的の来訪者の増加を促進し、まちのにぎわいの創出や市内産業の活性化を図ろうとするもの。

【概要】

- ・財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正

普通財産を無償又は減額して貸付けできる項目に、地域経済活性化に資するものを追加する。

- ・加西市産業振興促進条例の一部改正

奨励金の対象に宿泊業を営む事業所を追加し、土地、家屋及び償却資産に対して最初に賦課される年度から5年度間における固定資産税相当額及び10年度間における年間水道使用量が2,000 m³を超えた水量にかかる水道料金相当額の2分の1の合計額を交付する。